

高知県医師養成奨学貸付金 制度改正説明会

高知県健康政策部 医療政策課

大きく改正された内容

①利息免除期間の追加

②県内指定医療機関への派遣の算定

(令和5年4月1日施行)

制度改革① 利息免除

【改正前】

育児休業期間のみ

利息免除期間は償還猶予期間15年間に含む。

【改正後】

災害、病気、育児、介護、その他やむを得ない理由があると認められる期間。

また、上記の利息免除となる期間については、償還猶予期間15年間に含まない。

制度改革① 利息免除

【提出いただく書類】

● 育児休業/介護休業 ※法に基づく休業

- ・ 第30号様式（育児・介護休業届）
- ・ 事業主の証明書（休業証明）

● 災害、病気、その他の休業

- ・ 第20号様式（償還猶予承認申請書）
- ・ 病気：診断書など証明する書類
- ・ 災害：罹災証明など証明する書類
- ・ 上記以外の育児/介護休業：

住民票、介護関係書類、休業届など

制度改革② 地域への派遣

県内指定医療機関以外から県内指定医療機関に医師として週1日等派遣され、医師として勤務した期間について、知事が適当と認めた場合は週1日を1/5月、週2日以上を2/5月とし、算定することができる。

制度改革② 地域への派遣

県内指定医療機関

「比較的医師が充足している高知市、南国市」を除く地域

高知市、南国市の区域を除いた地域にある病院及び診療所のうち次に該当する医療機関

- ① 公立（公立に準ずると認められる場合を含む）の医療機関
（公的医療機関であれば診療所もOK）
- ② 知事の許可を受けた病床数が100床以上であり、そのうち一般病床が60%以上の医療機関
- ③ 分娩を取り扱う医療機関（産婦人科勤務の場合）
- ④ 日本専門医機構認定プログラムに参加する医療機関
- ⑤ 日本医学会登録学会が研修施設として認定した医療機関
- ⑥ 上記①から⑤に準ずる医療機関として、知事が認めた医療機関

制度改革② 地域への派遣

●算定の方法

- ・ 週 1 日の場合は 1 / 5 月と換算します（法定労働時間を基本とし、5日とする）。
- ・ 月 4 日未満の派遣は当該制度に該当しません。
- ・ 合計の算入月数に0.5月以上の端数が生じた時は、当該端数を1月に切り上げ、0.5月未満の端数が生じた時は、当該端数を切り捨てます。
- ・ 年間換算した際に割り切れない場合は少数第3位を四捨五入します。

(例) A医師：毎週月～木曜日は高知市内のB病院で勤務
毎週金曜日のみ幡多地域のC病院へ派遣され、1年間診療支援した

→ C病院の算定

【算入月数】 派遣期間 (12月) × 算入割合 (1/5) = 12/5 = 2.4月 ≐ 2.0月

【年間換算】 1年 × 2.0/12月 = 0.1666... ≐ 0.17年 ←郡部へ算定

B病院の算定 1年 - 0.17年 = 0.83年 ←高知市・南国市へ算定

制度改革② 地域への派遣

●算入日（1日）の基準

- ・ 移動時間を含めた診療時間が半日（概ね4時間程度）以上あることとします。
- ・ 診療のための移動のみの日はカウントしません。

●手続き

- ・ 医師を雇用する医療機関（医師が兼業している場合は主に雇用する医療機関）が様式を作成し、当該医師が県へ届出してください。算定を希望する医師は、雇用主の医療機関へ作成を依頼してください。
- ・ 届出の期間は、当該算入期間の属する年度の年度末までとします。

●その他

- ・ 当直、日直は対象外とし、日勤等の診療業務を対象とします。
- ・ 医師が独自に行うアルバイトは含みません。
- ・ 当該制度で算定した部分は、高知市・南国市の勤務算定から除きます。

制度改革② 地域への派遣

●様式

令和〇年〇月〇日

高知県知事 様

借受者 住所 高知県南国市〇〇番地〇号
氏名 〇〇 〇〇
電話番号 080-9999-XXXX

地域医師業務従事届

令和〇年度の算入について、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則第20条の規定により、下記のとおり届出します。

記

(計算証明)

年度の算入については以下のとおりです。

医師名 〇〇 〇〇
算入月 12 / 5月

令和〇年〇月〇日

算入計算医療機関 〇〇〇病院
病院長 (診療科長等でも可)
氏名 〇〇 〇〇 印

●算入計算書
(令和〇 年度)

派遣先 医療機関名	期間	派遣期間 月数 A	算入割合 (A×割合)	算入月数 B (A×割合結果)	5月 非派遣日
〇〇病院	(開始日) 令和〇年4月1日 (終了日) 令和〇年7月31日	4月	× 1/5	4/5月	0
①〇〇病院 ②〇〇病院	(開始日) 令和〇年8月1日 (終了日) 令和〇年3月31日	8月	× 1/5	8/5月	1
合計				12/5月 ≒ 2.0月	1
	【年間換算】 ※割り切れない場合は少数第3位を四捨五入 [1年 × 2.0 / 12月] = 0.17年			0.17年	

注 月4日未満の派遣は除外します。
合計算入月数は、0.5月以上の端数は切り上げ、0.5月未満の端数は切り捨てます。

コメント 1 loas_user
毎週1日の派遣は算入割合を1/5、毎週2日以上の派遣は2/5としてください。

コメント 2 loas_user
他律的な事象(災害や交通機関の事故等)や休暇取得日等、出勤ができなかった日数を記入してください。

コメント 3 loas_user
派遣された医療機関が複数ある場合は、分かるように記入してください。

コメント 4 loas_user
0.5月以上の端数は切り上げ、0.5月未満の端数は切り捨てます。

制度改正② 地域への派遣

Q & A

Q 1 現在までの全てのS E E Dの医師が対象になるか。

A 1 義務履行中の全てのS E E D医師が対象です。ただし、対象期間は制度改正後の令和5年4月1日以降が対象となります。

Q 2 平日5日を派遣元で診療し、土曜日に派遣先で診療した場合の算入計算はどうなるか。

A 2 派遣先での勤務が週1日であれば1 / 5の算入となり、週2日であれば2 / 5の算入となります。

Q 3 Q 2では、週の勤務が6日となるが、その場合も1 / 5の算入か。

A 3 派遣先1 / 5、派遣元4 / 5となり、合計して5 / 5となります。年間の合計が1を超えることはありません。なお、当該制度は希望による届出ですので、派遣元での割合を減らしたくない場合は、制度の活用をお控えください。

Q 4 当直は算入できないのか。

A 4 当直・日直は当該制度の対象外です。また、医師が独自に行うアルバイトも対象外となります。

制度改革② 地域への派遣

Q & A

Q 5 月1日のみの派遣も算定されるか。

A 5 月4日未満の派遣は算定しません。ただし、複数の医療機関へ派遣され、合計月4日以上勤務日があれば算定します。また、月4日以上8日未満の派遣は1/5として算定します。

Q 6 実際に地域に赴くことができなかつた日が発生した場合は算定から除くのか。

(例：急病・所要等で代診してもらった日、天候や災害等で休診・現地へ赴けなかつた日など)

A 6 他律的な事象（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故、遅延、運行停止等）による出勤困難は、勤務したものと見なし、算入します。休暇取得についても基本的に除算しませんが、勤務の実態によっては除算する場合があります。地域での勤務を拡大するという制度の趣旨に鑑み、派遣勤務日の休暇取得は必要最低限にとどめてください。

Q 7 届出とその年度の実績との突合はどうするか。

A 7 届出は、実績となる内容を記載のうえ、年度末までに提出してください。届出内容に誤りや修正があった場合は再提出をお願いします。（その年度内に届出を提出いただき、翌年度の定期面談時にご本人にお示しすることを想定しています。

お問い合わせはこちら

【連絡先】

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部 医療政策課

電話：088-823-9660

FAX：088-823-9137

メール：i9660@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/>

